

岡山県災害廃棄物処理計画の策定について

非常災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、円滑かつ迅速に処理することを目的として、平成28年3月、岡山県災害廃棄物処理計画を策定した。

なお、策定に当たっては、市町村、有識者等から意見を聴取するとともに、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づく意見募集を行った。

1 計画の概要

(1) 基本的事項

計画の位置付け、対象とする災害、対象とする廃棄物、県及び市町村の役割などの計画の全体に関係する事項について定めた。

(2) 災害予防（被害抑止・被害軽減）

災害発生に備えて平常時に県が実施すべき事務として、情報収集・連絡体制等の整備、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援等について定めた。

(3) 応急対応

災害発生後の応急対応段階において県が実施すべき事務として、廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集、災害廃棄物発生量等の推計、市町村からの要請に基づく関係機関との協力・支援の調整、災害廃棄物の処理に関する事務の受託等について定めた。

(4) 復旧・復興

災害発生後の応急対応段階以降から災害廃棄物の処理が完了するまでの期間において県が実施すべき事務として、市町村からの要請に基づく広域的な協力・支援の調整、災害廃棄物処理の進捗状況の把握、災害廃棄物の処理（仮設焼却炉の設置等）に関する事務の受託等について定めた。

2 今後の取組

災害廃棄物を適正かつ迅速・円滑に処理するためには、処理の主体となる市町村においても災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定等、平常時において事前の準備を行うことが重要である。

このため、市町村の計画策定等に対する技術的援助を行うとともに、研修、訓練などを通じて計画の実効性を高める取組を推進する。

岡山県災害廃棄物処理計画に基づく業務概要図

災害予防（被害抑止・被害軽減）

- ・災害時の組織体制、情報収集・連絡体制の整備
- ・県内市町村、関係事業者団体及び他都道府県との協力・支援体制の整備
- ・県内廃棄物処理施設の現況、仮置場候補地、想定災害における廃棄物発生量等の情報の整理及びこれらの情報の市町村との共有
- ・市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に対する助言等の技術的援助
- ・職員に対する教育・訓練、市町村の災害廃棄物処理計画策定に対する支援等

応急対応、復旧・復興

